

令和5年度（令和6年度への繰越分）愛知県介護職員処遇改善支援補助金
交付要綱

（通則）

第1条 令和5年度（令和6年度への繰越分）愛知県介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）は、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、令和6年2月から5月までの間、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げることができるよう予算の範囲内において支援を行うものであり、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象等）

第2条 次の各号に定められた要件を満たす事業所（以下「補助事業所」という。）を運営する法人等（以下「補助事業者」という。）を補助の対象とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、愛知県知事、県内市町村長、又は県内の広域連合に指定された、愛知県に所在する、別表に掲げる介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）

なお、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

（2）その他、「令和5年度介護職員処遇改善支援補助金 実施要綱（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知別紙）。以下「実施要綱」という。」に定めるところによる。

（事業内容）

第3条 令和6年2月から5月までの間、介護職員等に対して2%程度（月額6,000円）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。ただし、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、実施要綱5により算出された額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定による申請書は実施要綱7(1)の定めに従い作成した別紙様式2-1、2-2とする。

2 補助事業者は前項の規定による申請書を、令和6年4月30日までに愛知県知事へ提出しなければならない。

ただし、令和6年5月に新規開設する事業所については、5月15日までの提出として差し支えない。

(交付の決定等)

第6条 愛知県知事は、第5条による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

2 愛知県知事は、前項の審査にて、補助金の交付が不適切と判断した場合には、申請書の受領月から翌々月末までに不交付決定を通知する。

3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日の翌日をもって、規則第6条に定める交付決定通知がされたものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、6月1日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第8条 愛知県知事は、補助金の交付をした場合において、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でない認められた場合

(5) 報酬の請求誤りにより、補助金を過大に受領した場合

(変更交付申請)

第9条 交付対象事業者は、実施要綱の規定に基づき計画の変更を行う場合は、令和6年8月末日までに、別紙様式4による変更交付申請を行わなければならない。

なお、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2の内容に変更が生じる場合は、当該様式を添えなければならない。

(変更交付の決定等)

第10条 愛知県知事は、前条による変更交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、補助金を交付すべきものと認めるときは、変更交付の決定をする。

2 愛知県知事は、前項の審査にて、変更交付の決定が不適切と判断した場合には、令和6年9月末日までに不承認の旨を通知する。

3 前項の通知が、所定の日までにない交付対象事業者については、前項の所定の日を翌日をもって、変更交付決定の通知がされたものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金総額が確定した場合には、実施要綱7(2)に定める別紙様式3-1及び3-2を令和6年11月末日までに愛知県知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金の算定根拠となる介護報酬は、補助事業者が市町村又は都道府県から委託を受けた審査支払機関である愛知県国民健康保険団体連合会へ送付し、審査支払機関による審査後の請求情報に基づくものとする。

2 第3条に定める交付対象期間中に審査支払機関に対し毎月行う介護報酬の請求をもって補助金の概算払請求とみなし、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(届出内容を証明する資料の保管及び提示)

第13条 介護サービス事業者等は、実施要綱7(3)に定める資料を保管し、愛知県知事から求めがあった場合には、速やかに提示しなければならない。

(愛知県知事への変更の届出)

第14条 実施要綱7(4)及び(5)に定める事由が生じた場合には、各規定に基づき愛知県知事に届出を行うものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 愛知県知事は、実施要綱 8 (1) に規定する事由が生じた場合には、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第 16 条 本事業の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日から施行し、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

別表

介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

訪問介護
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防) 訪問入浴介護
通所介護
地域密着型通所介護
(介護予防) 通所リハビリテーション
(介護予防) 特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
介護福祉施設サービス
地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 短期入所生活介護
介護保健施設サービス
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)
介護医療院サービス
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。